

おめでとうございます

◎叙位受章

多年にわたり教育者として教育の充実・振興のために貢献された功績により

★教育功労 正五位

景山繁光さん(三刀屋町三刀屋) 叙位の榮譽に対し、心から敬意と敬意を表します。

◎文部科学大臣感謝状受賞

中野子育てサークル (代表藤原 洋さん)

平成16年度より開設された子ども居場所「中野小学校のびのび教室」において、学校と地域の連携等、県内でも先駆的な取り組みをされた功労により

◎財団法人日本さくらの会

さくら功労者表彰受賞

田中豊繁さん(木次町寺領) 多年にわたりさくらの保護植栽・品種収集・保存改良・普及に貢献された功績により

行政相談週間について

総務部総務課

☎0854-40-1000 今年の春の行政相談週間は、5月22日(月)～28日(日)です。

の受給資格がある場合は、認定請求の手続きが必要になります。

●平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の方(平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ)

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求の手続きが必要となります。

●これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の方  
所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

【認定請求に必要な添付書類】

- 健康保険被保険者証等の写し(申請者が厚生年金等加入者の場合)
- 課税証明書(雲南市に平成17年1月1日に住所がなかった場合)
- 申請者名義の銀行口座番号がわかるもの
- 印鑑
- その他、養育する児童と別居している場合など必要に応じて提出していただく書類があります。

詳しくは、市役所市民生活課、またはお近くの総合センター自治振興課(公務員等勤務先から児童手当が支給される方は勤務先へ)にお問い合わせください。

行政相談委員が行政相談所を開設します。相談は無料で秘密は守られますのでお気軽にお出かけください。行政相談委員のみなさん

- 落合 昭治さん(大東町)
  - 黒田 徳郎さん(加茂町)
  - 渡部多加子さん(木次町)
  - 高尾 正治さん(三刀屋町)
  - 大島二三恵さん(吉田町)
  - 山中満寿夫さん(掛合町)
- なお、相談所の開催場所、日時等は各総合センターよりお知らせします。

人権センターからのお知らせ

雲南市人権センター

☎0854-42-1767 雲南市人権センターでは、人権問題啓発ビデオ(VHS)の貸出しを行っています。

学校、自治会、PTA、公民館または少人数のグループでの研修等にご利用下さい。

なお、ビデオの一覧表を市ホームページにも掲載しておりますのでご利用下さい。  
貸出しを希望される方は、市人権センターまでお問い合わせ下さい。  
雲南市人権センター(木次町新市3番地)

障害者自立支援医療制度による福祉医療の取扱いについて

市民部市民生活課

☎0854-40-1031 平成18年4月1日から障害者自立支援医療が始まったことに伴い、福祉医療の取り扱いが変更されました。

●福祉医療対象者で特定疾病の認定を受けておられる方は、特定疾病を利用された場合、医療機関の窓口では福祉医療を利用できません。

ただし、福祉医療の本人負担限度額を超えられた場合(1か月1医療機関あたり)、申請により福祉医療から助成が受けられます。

●福祉医療・自立支援医療の双方の対象となる方は、自立支援医療を受けた場合、医療機関の窓口では福祉医療を利用できません。

ただし、次のような方で、福祉医療の本人負担限度額を超えた場合(1か月1医療機関あたり)、申請により福祉医療から助成が受けられます。  
●自立支援医療の負担限度額が5,000円の方  
●同一医療機関で複数科を受診された場合  
●自立支援医療の負担限度額の記載がない方

【助成手続き】  
医療費の領収書、福祉医療費医療(資格)証、自立支援医療受給者証、印鑑、振込み口座のわかるものをご持

老人医療受給者の方へ  
保険証が変わったら、届出を

市民部市民生活課

☎0854-40-1031 本人や扶養者の方の就職・退職などにより、加入している医療保険が変わったり、保険証の記号番号が変更になった場合は市役所に届け出る必要があります。新しい被保険者証を受け取ったら、お近くの総合センターまたは市民生活課で忘れずに手続きを行いましう。

《ほかにも、このような場合には届出をお願いします》

こんなとき	届出に必要なもの
一定の障害のある方が65歳になったとき、または65歳を過ぎてから一定の障害のある状態になったとき	身体障害者手帳・国民年金証書(障害年金分)・医師の診断書のいずれかの書類、被保険者証
転出するとき	医療受給者証、被保険者証
転入したとき	被保険者証
市内で住所が変わったとき	医療受給者証、被保険者証
加入している医療保険が変わったとき	医療受給者証、新しい被保険者証
生活保護を受けるようになったり、医療保険の資格を失ったとき	医療受給者証、被保険者証
死亡したとき	死亡した方の医療受給者証

4月1日から  
児童手当制度が拡充されました

市民部市民生活課

☎0854-40-1031 拡充の内容 支給対象年齢が、小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)に拡大され、併せて、所得制限が引き上げられました。

認定請求の手続きが必要となります

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の皆様については、市民生活課、または各総合センター自治振興課(公務員等勤務先から支給される方は勤務先)で、認定請求の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたもの限り、特例的に4月1日または支給要件に該当した日(にさかのぼって支給されます)。

●平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者の方へ(平成8年4月20日生まれ～平成9年4月1日生まれ)

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要はありません。(児童手当等は4月以降も引き続き支給されます)

右記に該当しない保護者の方で、次

参ください。  
助成申請手続きは、お近くの総合センター自治振興課または市民生活課で受け付けます。

平成18年度の保険料額、  
年金額が決まりました

市民部市民生活課

☎0854-40-1031 平成16年の法改正により、平成17年4月から毎年度280円ずつ保険料額(法定保険料額)が引き上げられ、これに保険料改定率を乗じた金額がその年度の保険料額とされました。

平成18年度は、国民年金保険料改定率の改定は行われないため、保険料額は、13,860円となります。付加保険料月額は、前年と同額の400円です。

保険料納付は、まとめて事前に支払う前納制度や、口座振替が便利です。口座振替の手続きは、市役所、各社会保険事務所、一部の金融機関の窓口にて備え付けられている申込用紙によりお申込ください。

◎基礎年金額等

平成16年の法改正により老齢基礎年

平成18年度の年金額	( )は月額です)
老齢基礎年金	792,100円 (66,008円)
障害基礎年金 (1級)	990,100円 (82,508円)
(2級)	792,100円 (66,008円)
遺族基礎年金 (子1人)	1,020,000円 (85,000円)
基本加算	792,000円 (66,008円)
10年年金	227,900円 (18,992円)
5年年金	481,300円 (40,108円)
老齢福祉年金	409,600円 (34,133円)
	405,800円 (33,817円)

お詫びと訂正  
市報つんなん4月号の記載内容に誤りがありましたので、お詫びして訂正  
13ページ、わがまちの巧み (誤) 高尾良宣さん (正) 高尾宣良さん